

# 漁業用A重油の石油石炭税の免税及び還付 《石油石炭税》

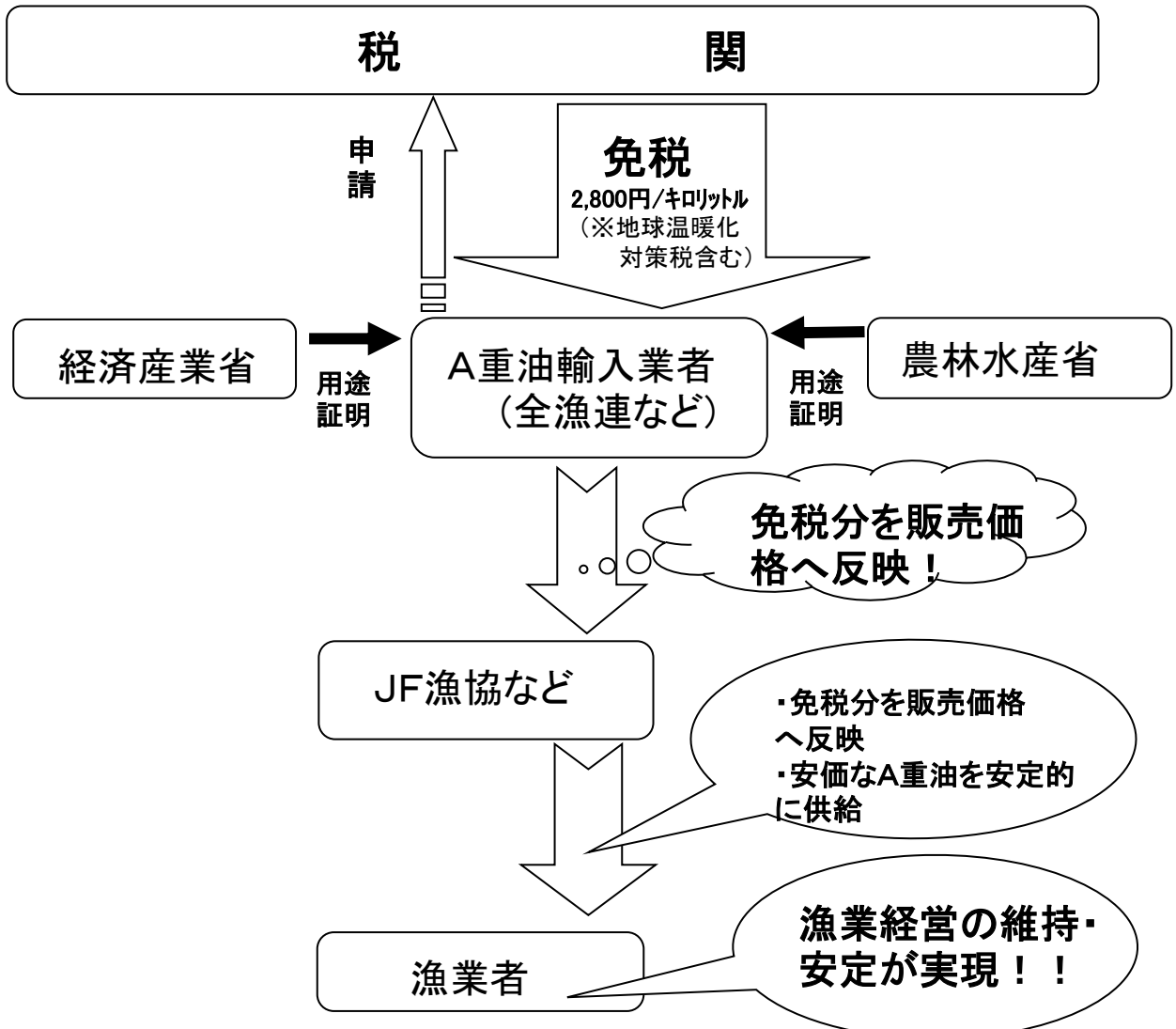
## 1. 特例の内容

漁業者が漁業に用いるA重油は石油石炭税(2,800円/キロリットル(※))が免除されています。漁業用の輸入A重油と国産A重油では以下のとおり、石油石炭税が免除される段階が異なります。

(※) A重油に課される石油石炭税は、平成28年4月から地球温暖化対策のための税760円/キロリットルを含め、2,800円/キロリットルとなっています

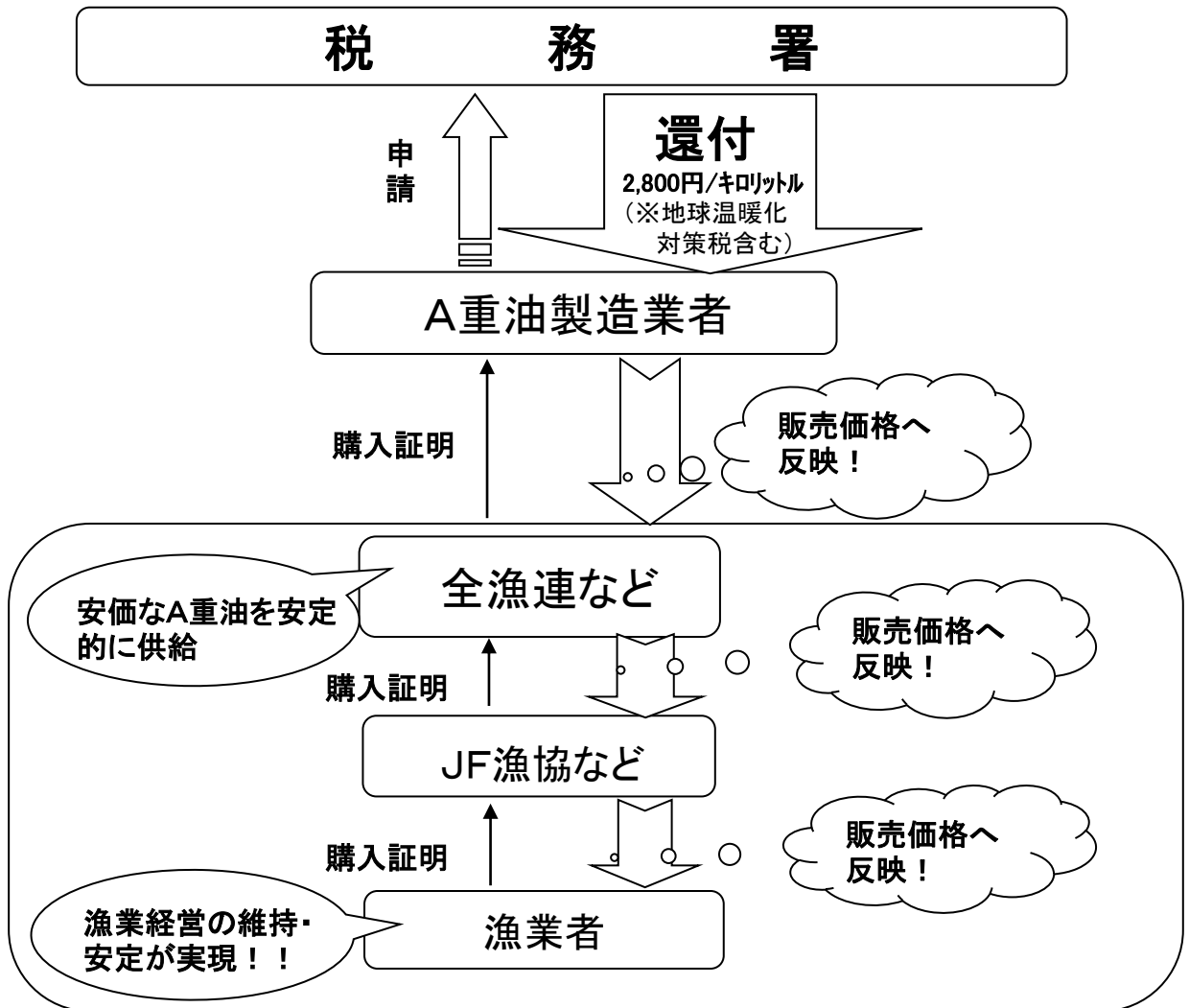
### ① 漁業用輸入A重油の場合

輸入業者(全漁連など)が石油石炭税を免除され、漁業者への販売価格に反映されています。



## ②漁業用国産A重油の場合

石油石炭税が課税済みの原油から国内において製造された国産A重油で漁業用に使用された場合には石油石炭税に相当する金額が製造者に還付され、漁業者への販売価格に反映されています。



## 2. 特例の効果

漁業者が漁業用A重油を100キロリットル購入した場合  
2,800円(※)×100キロリットル=280,000円  
**280,000円の効果!**

担当部署 農林水産省水産庁加工流通課企画調査班  
お問い合わせ先 (代表)03-3502-8111(内線)6618  
(直通)03-3591-5613